

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

規 則

○宮城障害者職業能力開発校規則の一部を改正する規則

(産業人材対策課)

一

告 示

○特定非営利活動法人の設立の認証申請

(共同参画社会推進課)

一

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

(障害福祉課)

一

○障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の指定

(同)

二

○障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定の辞退

(同)

二

○保安林の指定施業要件の変更の予定(二件)

(森林整備課)

二

○土地区画整理組合の事業計画変更の認可

(都市計画課)

三

○宮城県美術館特別展「世界遺産ヴェネツィア展」に係る観覧料の徴収事務の委託

(教育庁生涯学習課)

三

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

(契約課)

三

規 則

宮城障害者職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十五号

宮城障害者職業能力開発校規則の一部を改正する規則

宮城障害者職業能力開発校規則(昭和四十四年宮城県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十六条第五項」を「第十六条第四項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○宮城県告示第九百十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年十二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 なでしこ

一 代表者の氏名 河村 正朗

二 主たる事務所の所在地 岩沼市本町八番六号

三 定款に記載された目的

この法人は、地域の社会的弱者である、高齢者・障害者等に対し介護保険に基づく介護・福祉に関する事業を行い、それぞれが地域で安心して生活できるように、必要な時に必要なサービスを提供すること、社会的に支援を行い、それぞれが役割を持ち生活を維持し夢のある長寿社会を構築することを目的とする。

四 申請のあつた年月日 平成二十三年十二月二日

○宮城県告示第九百十一号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十三年十二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 事業所番号 | 事業所の名称及び所在地 | 指定障害福祉サービスの種類 | 設置者名 | 指定年月日 |
|------------|------------------------------------|---------------|------|-------------|
| ○四二二七〇〇四六〇 | 宮城県七ツ森希望の家 黒川郡大和町吉田字 上童子沢二十一 | 短期入所 | 宮城県 | 平成二十三年十一月一日 |
| ○四一五五〇〇八一八 | 宮城県第二啓祐学園 仙台市泉区南中山五 丁目二・一 | 短期入所 | 宮城県 | 平成二十三年十一月一日 |

| | | | | |
|------------|---------------------------|------|-----|-------------|
| 〇四一五五〇〇八三四 | 宮城県啓佑学園 仙台市泉区南中山五丁目二・一 | 短期入所 | 宮城県 | 平成二十三年十一月一日 |
|------------|---------------------------|------|-----|-------------|

○宮城県告示第九百十二号
 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する障害者支援施設として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。
 平成二十三年十二月二十六日
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

| | | | | | | | | | |
|-------|------------|-----------|-----------------------------|---------------|----------------|------|-----|-------|-------------|
| 事業所番号 | 〇四一五五〇〇八一八 | 施設名称及び所在地 | 宮城県第二啓佑学園 仙台市泉区南中山五丁目二・一 | 施設障害福祉サービスの種類 | 施設入所支援 生活介護 | 設置者名 | 宮城県 | 指定年月日 | 平成二十三年十一月一日 |
|-------|------------|-----------|-----------------------------|---------------|----------------|------|-----|-------|-------------|

○宮城県告示第九百十三号
 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十七条の規定により次のとおり指定障害者支援施設の指定の辞退があったので、同法第五十一条第三号の規定により告示する。
 平成二十三年十二月二十六日
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

| | | | | | | | |
|-------|------------|-------------|-----------------------------|------|-----|-------|--------------|
| 事業所番号 | 〇四一五五〇〇三九六 | 事業所の名称及び所在地 | 宮城県第二啓佑学園 仙台市泉区南中山五丁目二・一 | 設置者名 | 宮城県 | 辞退年月日 | 平成二十三年十月三十一日 |
|-------|------------|-------------|-----------------------------|------|-----|-------|--------------|

○宮城県告示第九百十四号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。
 平成二十三年十二月二十六日
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 栗原市（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的

- 3 水源のかん養
 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

- 二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 栗原市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。
 平成二十三年十二月二十六日
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 栗原市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 次の図「及び」次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(農林水産部森林

整備課)及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第九百十六号

土地画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第三十九条第一項の規定により、次の土地画整理

組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十三年十二月二十六日

一 組合の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

岩沼市朝日土地画整理組合

二 事務所の所在地

岩沼市中央二丁目五番三十一号

三 設立認可の年月日

平成二十年八月十五日

四 変更認可の年月日

平成二十三年十二月十五日

○宮城県告示第九百十七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の規定により、宮城県美術館

特別展「世界遺産ヴェネツィア展」に係る前売観覧料の徴収事務を平成二十三年十二月一日次のとお

り委託した。

平成二十三年十二月二十六日

一 委託の相手方

仙台市太白区八木山香澄町二十六番一号

東北放送株式会社

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

地方職員共済組合宮城県支部

二 委託期間

平成二十三年十二月二十二日から平成二十四年三月十六日まで

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十三年十二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量

1 除雪グレーダ(三、七メートル級) 一台

2 除雪グレーダ(三、一メートル級) 二台

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目

八番一号

三 契約の相手方を決定した日

1 一の1の購入物品 平成二十三年十二月六日

- 2 一の2の購入物品 平成二十三年十二月七日
- 四 契約の相手方の名称及び所在地
 - 1 一の1の購入物品 コマツ建機販売株式会社 神奈川県相模原市中央区淵野辺二丁目五番八号
 - 2 一の2の購入物品 キヤタピラー東北株式会社 仙台市青葉区上杉二丁目一番八号
- 五 契約金額
 - 1 一の1の購入物品 二千百八十四万円
 - 2 一の2の購入物品 三千七百四十八万五千円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 契約の相手方を決定した理由 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の二第一項第八号該当